三重県青少年育成市町民会議連絡会要項

(名称)

第1条 本連絡会は、三重県青少年育成市町民会議連絡会(以下「連絡会」という。)という。

(目的)

第2条 本連絡会は、青少年育成市町民会議(以下「市町民会議」という。)相互及び公益財団法人三重こどもわかもの育成財団(以下「育成財団」という。)との情報交換、協力及び連携を図ることを目的とする。

(連絡会)

- 第3条 本連絡会は、次のとおりとする。
- (1) 本部連絡会 (育成財団)
- (2) 支部連絡会
 - ア 桑員支部 (桑名市・いなべ市・東員町・木曽岬町)
 - イ 三泗支部 (四日市市・菰野町・朝日町・川越町)
 - ウ 鈴亀支部 (鈴鹿市・亀山市)
 - 工 津支部 (津市)
 - オ 松阪支部 (松阪市・明和町・多気町・大台町)
 - カ 南勢志摩支部 (伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会町・玉城町・大紀町・南伊勢町)
 - キ 伊賀支部 (伊賀市・名張市)
 - ク 紀北支部 (尾鷲市・紀北町)
 - ケ 紀南支部 (熊野市・御浜町・紀宝町)

(役員)

- 第4条 本連絡会には、次の役員をおく。
- (1) 本部連絡会 会長 1名

副会長 1名

(2) 支部連絡会 会長 1名

副会長 若干名

- 2 本部連絡会の会長は、育成財団副理事長がその任に当り、副会長は、育成財団事務局長が 当る。
- 3 支部連絡会の会長は、市町民会議代表者の中から選出し、副会長は、会長が指名する。

(役員の職務)

- 第5条 会長は、連絡会を代表し、会務を執行する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(役員の任期等)

- 第6条 役員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。
 - 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ただし、所属する団体を代表する役員に異動を生じた場合においては、後任代表者をもってこれにあて、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その期間が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なう ものとする。

(会議)

- 第7条 本連絡会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる会議を開催する。
 - 2 本部連絡会は、定例連絡会と臨時連絡会の2種とする。
 - (1) 定例連絡会は、原則として毎年7月及び2月に開催する。
 - (2) 臨時連絡会は、必要に応じて開催する。
 - 3 支部連絡会は、定例連絡会と臨時連絡会とする。
 - (1) 定例連絡会は、年2回開催し、前項第1号の定例連絡会とする。
 - (2) 臨時連絡会は、必要に応じ開催する。

(事務局)

- 第8条 本連絡会の事務局は、次に掲げるところに置く。
 - (1) 本部連絡会の事務局は、育成財団に置く。
 - (2) 支部連絡会の事務局は、第3条第2号に掲げる各支部を構成する市町で協議して決定する。

(その他)

第9条 この要項に定めのない事項については、連絡会会長がこれを定めることとする。

附則

- この要項は、平成21年7月8日から施行する。
- この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- この要項は、平成24年4月1日から施行する。